

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 2 月 2 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業委託（以下「本件委託」という。）について、当該事業の受託者の事業計画書が要綱違反であるにもかかわらず承認されている、また、支出についても様々な点において不当であり、契約が十分に履行されていないなどとして、都が概算払した委託料の返還等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）について、都は、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「本件実施要綱」という。）を定めている。本件実施要綱によれば、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたア

アプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とし、都が実施主体となり、その事業の一部について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等に委託等して行うことができるとされている。そして同事業において都は、「（１）アウトリーチ支援」（困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施するもの）、「（２）関係機関連携会議の設置」（都が、行政機関、民間団体及び医療機関等で構成する会議を設置するもの）、「（３）居場所の提供に関する支援」（若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施するもの）及び「（４）自立支援」（累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者について自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施するもの）といった事業を行うこととしている。

1 当該事業の受託者の事業計画書が本件実施要綱に違反することについて

請求人は、受託者が、本件事業におけるアウトリーチ支援に係る見込み件数について、要綱に定めのないリーフレットの配布枚数をアウトリーチの件数として計上し、計画していることが明らかである、また、実施状況報告書によれば、声掛けの対象とした女性は本件実施要綱で対象と規定している「様々な困難を抱えた若年女性」に当たるとは到底言えず、活動内容として不適当であるなどとして、都が本件実施要綱に違反する実施計画書を承認したことは不適切である旨主張する。

この点、予備的調査によれば、受託者が提出した令和４年度東京都若年被害女性等支援事業に関する事業計画書によれば、受託者は、アウトリーチ支援に係る取組として、夜間見回り等と相談及び面談を実施することとされているとの事であり、リーフレットの配布枚数をアウトリーチ支援の件数として計上することについては、これをもって当該計画が要綱違反になることはなく、また、声掛けの対象とした女性が本件実施要綱で対象と規定している「様々な困難を抱えた若年女性」に当たらないとする根拠も明らかでないことから、本件事業に係る都と受託者との委託契約や当該契約に基づく都の公金の支出が違法・不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

2 支出が不当であるとの主張について

（１）研修先に関する主張について

本件委託に係る契約書に付属する令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書によれば、委託内容中「(1)アウトリーチ支援」のうち「②相談及び面談」に関して、「若年被害女性等が抱える様々な問題に適切に対応できるよう、相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保すること。」と定められている。

請求人は、本件委託に関して受託者が作成した実施状況報告書（以下「本件報告書」という。）をもとに、令和4年度に実施した研修事業の実施主体が受託者の関係者である一方、研修の内容である各講座の内容及び受講料の額に鑑みれば、本件事業における必要性及び合理性についても疑問があり、身内への利益供与を図った不当な支出である疑いがあるとして、本件事業のうちアウトリーチ支援に関する違法・不当を主張しているものと解される。

しかし、仮に、請求人の主張するとおり、研修の実施主体が受託者の関係者であるとしても、そのことが直ちに研修自体の妥当性を疑わせることにはならず、また、こうした研修が本件事業における必要性や合理性を疑わせることになるのかの理由も明らかでなく、さらに受講料が高額にわたるとの点についても、本件報告書に関して甚だ疑問があると言う請求人の見解を述べるにとどまり、これをもって本件事業に係る都と受託者との委託契約や当該契約に基づく都の公金の支出が違法・不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

(2) シェルターハウスに関する主張について

請求人は、本件報告書に記載のシェルターハウスに関連する支出額について「1ヶ月あたりで計算すると、スタッフと謝金の合計で657,552円が支払われているシェルターハウスの生活費が63,364円で、賃借料が40,000円」であり、このことは異常である、当該物件の所有者が受託者の代表者の娘及び孫であると推認され、このことは親族への利益誘導であり不正な支出である等として、本件委託についての支出には不当な点がある旨の主張については、本件実施要綱によれば、本件事業のうち居場所の提供に関する支援についてのものと解される。

しかし、そもそも、予備的調査によれば、請求人の摘示する物件は本件事業におけるシェルターハウスとして使用されているものではなく、また、請求人の試算に基づく1か月当たりの各費用が異常であるとする根拠も明らかでないことからして、請求人の上記主張は、本件報告書に関して大変な問題であると言う請求人の見解を述べるものにとどまり、これをもって本件事業に係る都と受託者との委託契約や当

該契約に基づく都の公金の支出が違法・不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。